

刑	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

鑑 識 第 1 号
令 和 6 年 4 月 5 日

各 警 察 署 長 殿

刑 事 部 長

履物底に係る足跡等の分類基準の制定について

履物底に係る足跡等の分類基準については、「履物底に係る足跡等の分類基準の制定について」（平成31年4月9日付け鑑識第8号。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、引き続き、別添「履物底に係る足跡等の分類基準」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：鑑識課足痕跡係

別添

履物底に係る足跡等の分類基準

第1 この基準の目的

この分類基準は、遺留足跡及び遺留足跡写真票に係る足跡のうち履物底に係るもの並びに履物底写真票に係る履物底の分類について必要な事項を定めるものとする。

第2 模様の種類

模様の種類は、別表第1（模様の種類）のとおりとする。

第3 分類の用語

分類に必要な用語は、別表第2（分類の用語）のとおりとする。

第4 分類番号

分類番号は、別表第3（分類番号）のとおりとする。

第5 分類の方法

分類の方法は、別表第4（分類の方法）によるものとする。